

福祉機関との連携相談内容事例

東部・中部地区相談員

野沢 祥一

〈包括支援センターケアマネさんからの相談〉
Aさん 60代 男性 高齢者であり障がい者でもある単身世帯の方。収入は、老齢年金・障がい年金＋生活保護費

現在借りている家は、家主が高齢であり家も相当古くなっていったため、いつ借家業をやめるかわからないとの事で、住宅扶助費の上限以内の2DK、郵便局やスーパーが近くにあり、バス停が近い所を転居希望されていました。

生活支援の福祉関係者、包括支援センターケアマネ・介護サービス事業利用・福祉事務所・精神科医療ソーシャルワーカー等が支援します。

視力はほとんどなく、屋外は同行援護が必要であるが、環境に慣れれば、屋内での身の回りのことは自立してできます。

条件に合いそうな物件を案内し、不動産店へ入居後は福祉関係者が生活支援を行うことを話し、家主の不安（一人暮らしができるか、緊急時の対応等）が解消されたため、入居できる事となりました。

西部地区相談員

田中 弘之

生活保護受給中で、上下水道費（2ヵ月に1回の請求）を5回以上滞納しておられる方が2名いました。以前にも注意し覚書までかわしていたのに、その約束が実行されず協力不動産店・家主は困っておりました。

この事業は、福祉との連携を図ることが重要であるため、不動産店が福祉課のケースワーカーに相談をもちかけたところ指導することになりました。保護費の支払日に本人と不動産店、あんしん賃貸相談員と4名同席で今後の支払いについて現実的な話し合いをしました。

その結果、銀行の窓口へ一緒に行き自動送金契約を結び、家主も不動産店も本人も納得できる新たな約束ができました。福祉課の協力なしでは解決しないことでした。

令和元年度居住支援協議会セミナーを開催しました。

令和元年鳥取県居住支援協議会セミナー「倉吉市における福祉と住宅の連携強化による居住支援」をホテルセントパレス倉吉で開催しました。

本年度は、倉吉市の課題に則した事例を学ぶとともに、福祉関係者と住宅関係者が同じ班でワークショップを行い、それぞれの課題、支援内容等を理解することで、互いの連携の必要性を理解いただきました。

日時：令和元年10月15日（火） 午後1時30分～4時40分

1 居住支援を通して考える福祉と住宅の連携の必要性

独立行政法人大牟田市立病院 地域医療連携室次長兼総務課参事 牧嶋 誠吾 氏

2 福祉関係者と住宅関係者の連携強化を目指したワークショップ

一般財団法人高齢者住宅財団 調査研究部長 落合 明美 氏



鳥取県 居住支援協議会だより

Newsletter of the Tottori Prefectural Housing assistance conference

107↑
07号

令和2年(2020年)1月発行

鳥取県居住支援協議会について

鳥取県居住支援協議会は、県内の行政、不動産関係者、福祉関係者、その他居住支援を行う者により構成された団体です。住宅確保要配慮者（高齢者、障がい者、子育て世帯等）の方の賃貸住宅への円滑な入居に必要な施策や環境の整備を図るために活動しています。



巻頭特集

- ・鳥取県居住支援協議会会員の紹介
- ・鳥取県家賃債務保証事業について
- ・セーフティネット住宅の登録について

ご案内・報告

- ・鳥取県あんしん賃貸支援事業
- ・令和元年度鳥取県居住支援協議会セミナーの開催報告

鳥取県 居住支援協議会だより

Newsletter of the Tottori Prefectural Housing assistance conference

107↑
07号

発行 鳥取県居住支援協議会
住所 〒680-0036 鳥取市川端二丁目125（（公社）鳥取県宅地建物取引業協会内）
電話 (0857) 23-3569 ファクシミリ (0857) 27-1854
ホームページURL <https://tottori-kyoju.com/>





特集
1

鳥取県居住支援協議会会員の紹介

鳥取県社会生活自立支援センター 福祉的支援を通して、罪を犯した人も住みやすい地域へ ～ノーマライゼーション～

鳥取県社会生活自立支援センターは、平成30年4月1日付鳥取県再犯防止推進計画に基づき、鳥取県の委託により、モデル事業として、同年6月1日より、一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター(愛称:アドサポセンターとっとり)内に設置されたセンターです。

アドサポセンターとっとりは、高齢者・障がい者の権利擁護を目的として平成24年に設立されました。主に、セイフティネットとしての法人後見の受任を通じ、司法職と福祉職が連携して権利擁護に関わる支援を行っています。社会生活自立支援センターでは、主に、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を科された者等に対する福祉的支援(いわゆる「入口支援」)を、更生保護関係機関、検察庁、弁護士会等と連携しながら行っていますが、アドサポセンターととりの行ってきた司法職と福祉職の連携を参考にしています。

わたしたちのスタンスは、ノーマライゼーションの観点から罪を犯した人を区別することなく支援の輪が作られるような体制を作ること理想とし、かかわってゆきたいと考えています。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

支援対象者(仕様書参照)

高齢者または障がい者のうち、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者または矯正施設出所者等(特別調整された者を除く。)であって、かつ、身寄りのない者、住居のない者、または就労先のない者等支援が必要な者。

支援内容(センターの説明文参照)

・コーディネート業務(対象者の福祉サービス等に係るニーズ確認、更生支援計画書等の作成、受け入れ先施設等の紹介、福祉サービス等に係る申請支援等の実施など)
・フォローアップ業務(調整後の本人・支援者への助言やその他必要な支援など)
・相談支援業務(上記業務以外の相談を受け付け、支援を実施)

支援対象地区

鳥取県内全域

アドサポセンターとっとり

で検索

お問い合わせ

鳥取県社会生活自立支援センター

〒680-0022 鳥取市西町 1-211-3

TEL

0857-22-6868

FAX

0857-30-5886

特定非営利活動法人ワーカーズコープ さんいんみらい事業所

私たち特定非営利活動法人ワーカーズコープさんいんみらい事業所では、この度鳥取県において居住支援法人としての認可を受けました。当団体は協同労働という働き方を通して、地域の困りごとや課題解決に取り組んでいます。「誰一人取り残さない社会」を目指し、鳥取県内においても東部、中部、西部に事務所を構え生活困難者への就労支援、若者の自立支援、放課後児童クラブ、障害のある児童をお預かりする放課後等デイサービスなどの事業を行っています。様々な支援を進める中で、ケースも多様化し、地域や関係機関と連携した包括的な支援が求められています。最近では住まいの支援も切り離せないものとなっています。誰もが安心して安定した社会生活を送れるよう、住まいに関する困りごとを抱えられた方への支援を皆様との協力のもとで行っていきたくと考えています。

支援対象者

生活困窮者、生活保護受給者、高齢者、障害者の方など入居に困難を抱えられている方で、自治体福祉事務所、社会福祉協議会など各支援機関からご相談をいただいた方

支援内容

・入居等に係る相談支援
・登録住宅の入居者への債務保証
・緊急連絡先の確保
・見守りなど、要配慮者への生活支援
・住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の確保 等

支援対象地域

鳥取県内全域

※支援内容については、その都度ご相談下さい。

相談窓口

特定非営利活動法人
ワーカーズコープ
さんいんみらい事業所

◆東部：鳥取事務所

◆中部：倉吉事務所

◆西部：米子事務所

TEL

0857-30-7471

TEL

0858-24-6551

TEL

0859-38-1277

FAX

0857-30-7472

FAX

0858-24-6556

FAX

0859-38-1278

特集
2

鳥取県家賃債務保証事業について

鳥取県家賃債務保証事業

保証人が確保できず民間賃貸住宅の入居契約ができない方を支援するために鳥取県独自で「鳥取県家賃債務保証事業」を創設しました。本事業は、鳥取県居住支援協議会が鳥取県社会福祉協議会に委託して実施します。

本事業利用希望者は、あんしん賃貸相談員に賃貸住宅への入居相談とあわせて本事業の利用についても相談し、その後、鳥取県社会福祉協議会へ家賃債務保証事業を申し込みます。

1 事業目的

家賃を支払えるにも関わらず、保証人がおらず過去に債務不履行がある等の理由で既存の債務保証制度が利用できない方を対象に独自の家賃債務保証制度を創設し、賃貸住宅への入居を支援します。

2 対象住宅

鳥取県内にある本事業の債務保証契約の締結が可能な賃貸住宅(月額家賃上限10万円)

3 対象者

- (1) 給与、年金、生活保護(※)その他の安定した収入があり、対象住宅の家賃及び共益費(以下、「家賃等」という。)を継続的に支払うことができること。
※収入に生活保護が含まれるときは、対象住宅の月額の家賃は、住宅扶助の月額の家賃に係る当該市町村の限度額を上限とし、原則として代理納付を行うことを要件とする。
- (2) 保証人が確保できないこと。
- (3) 月収(世帯全員の合計額)が対象住宅に係る月額の家賃等の2倍以上あること。
- (4) 家賃等を滞納中でないこと。
- (5) 本事業以外の賃貸人(管理者を含む。)が取り扱う家賃債務保証の契約締結が困難であると認められること。
- (6) 過去に本事業を利用したとき、3か月以上の家賃等の滞納がないこと。
- (7) 過去に本事業を利用したとき、信義に反する行為を行っていないこと。
- (8) 自立(他者の支援によるものも含む。)した日常生活を送ることが期待できること。
- (9) 対象住宅に入居を希望する者全員が、暴力団員でないこと。

4 保証料

2年間15,000円(更新時も同額)

5 保証の対象

- (1) 滞納家賃等
- (2) 残存家財の処分に要する費用及び退去に伴う原状回復に係る費用
※保証上限金額は(1)と(2)の合計で家賃等の5か月分



セーフティネット住宅の登録について

1 制度概要

高齢者、障がい者または低額所得者などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅をセーフティネット住宅として登録する制度が始まりました。登録住宅には住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)の一部改正により次の3つを柱とした居住支援制度があります。

- ① **かんたん検索**……全国の登録住宅を専用サイトで簡単に検索
- ② **専用住宅への補助**……住宅確保要配慮者に限定した専用住宅には改修費や家賃の補助
- ③ **入居支援**……住宅確保要配慮者のマッチングや入居をバックアップ

2 登録できる住宅

- ① **耐震基準**
 - ・耐震診断等で耐震性を有することが確認されている建物
 - ・耐震診断等を行っていない建物の場合にあっては
3階建て以下昭和57年6月以降に建設された建物
4階建て以上昭和58年6月以降に建設された建物
- ② **床面積**
 - ・戸当たり25㎡以上(平成18年3月以前に着工された建物であれば18㎡以上)
 - ・共同居住型の場合、住戸専用面積9㎡以上全体面積15×定員数+10㎡以上

3 登録に必要な書類

賃貸募集情報(家賃、敷金、礼金、共益費、駐車場料金等)、間取り図等

セーフティネット住宅の登録をお願いします

1 制度概要
高齢者、障がい者または低額所得者などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅をセーフティネット住宅として登録する制度が始まりました。登録住宅には住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)の一部改正により次の3つを柱とした住宅確保要配慮者の居住支援制度が始まりました。

- ① **かんたん検索**
全国の登録住宅を専用サイトで簡単に検索
- ② **専用住宅への補助**
住宅確保要配慮者に限定した専用住宅には改修費や家賃の補助
- ③ **入居支援**
住宅確保要配慮者のマッチングや入居をバックアップ

国・県・市町村 → 都道府県等 → 登録・情報提供 → 入居 → 要配慮者 → 居住支援協議会・居住支援法人

① かんたん検索
② 専用住宅への補助
③ 入居支援

・改修費補助
・家賃低減化補助
・家賃債務保証料補助

・入居相談
・不動産紹介
・家賃債務保証

2 登録できる住宅

① **耐震基準**

- ・耐震診断等で耐震性を有することが確認されている建物
- ・耐震診断等を行っていない建物の場合にあっては
3階建て以下 昭和57年6月以降に建設された建物
4階建て以上 昭和58年6月以降に建設された建物

② **床面積**

- ・戸当たり25㎡以上(平成18年3月以前に着工された建物であれば18㎡以上)
- ・共同居住型の場合、住戸専用面積9㎡以上 全体面積15×定員数+10㎡以上

3 登録に必要な書類
賃貸募集情報(家賃、敷金、礼金、共益費、駐車場料金等)、間取り図等
※裏面のエントリーシートにご記入のうえ、担当窓口までお願いします。

鳥取市内にある住宅
鳥取市都市整備部建築住宅課
〒680-8571 鳥取市尚徳町116番地
電話: 0857-20-3291 FAX: 0857-20-3059
Eメール: jyutaku@city.tottori.lg.jp

鳥取市外にある住宅
鳥取県庁住まいまちづくり課
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
電話: 0857-26-7398 FAX: 0857-26-8113
Eメール: sumaimachizukuri@pref.tottori.lg.jp

※エントリーシートにご記入のうえ、担当窓口までお願いします。

エントリーシートは、
<https://tottori-kyoju.com/>
から取得できます。



鳥取県あんしん賃貸支援事業のご案内

＊鳥取県あんしん賃貸支援事業とは

鳥取県居住支援協議会の会員を中心とした行政、不動産及び福祉関係団体と、家主・不動産店といった民間事業者の方とが連携して、高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯といった「住宅の確保に配慮を要する方」の住まいの確保と安定を支援する制度です。

“貸したい人”と“借りたい人”の双方が抱える不安や困りごとを解消し、賃貸住宅などへ安心して入居ができるよう、必要な環境整備を行うことを目的としています。主な取組としては、2名のあんしん賃貸相談員が、入居のご相談などを受け付けています。わからないこと、不安なことなど、お気軽にお問い合わせください。

《各地域のあんしん賃貸相談員の連絡先》

担当地域	事務所の所在地	専用電話・メールアドレス	相談時間
東 部 (鳥取市・岩美郡・八頭郡)	鳥取市川端二丁目125(鳥取県不動産会館1階) (公社)鳥取県宅地建物取引業協会	090-7135-3686 anshin-e@tottori-takken.or.jp	月～金曜日の 9:00～16:30 (祝祭日を除く)
中 部 (倉吉市・東伯郡)	倉吉市東蔵城町120-2(プライムスクエアビル3階) (公社)鳥取県宅地建物取引業協会中部支部		
西 部 (米子市・境港市・西伯郡・日野郡)	米子市目久美町34-17 (公社)鳥取県宅地建物取引業協会西部支部	080-1949-3920 anshin-w@tottori-takken.or.jp	

このほか、事業に協力する「あんしん賃貸住宅協力店」と「あんしん賃貸住宅」の登録情報を、鳥取県居住支援協議会のホームページ(<https://tottori-kyoju.com/>)で公開しています。協議会事務局で閲覧していただくことも可能ですのでご活用ください。

《入居相談受付対応状況》

平成26年度から令和元年度上半期まで

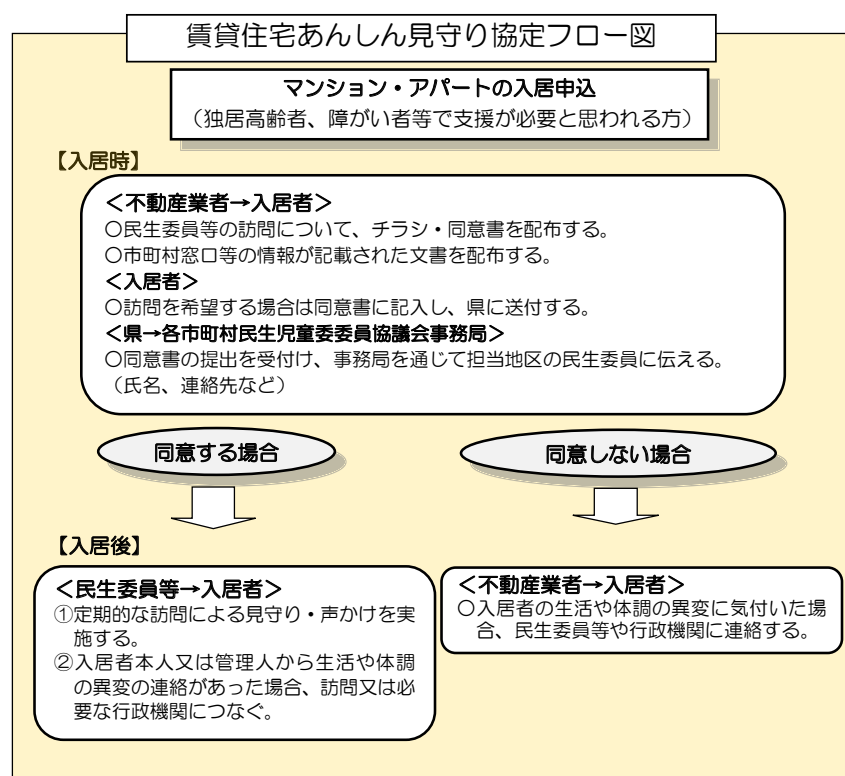
	令和元年度 上半期				H30年度				H29年度				H28年度				H27年度				H26年度			
	相談件数	入居決定	未決定※	見送り※	相談件数	入居決定	未決定※	見送り※	相談件数	入居決定	未決定※	見送り※	相談件数	入居決定	未決定※	見送り※	相談件数	入居決定	未決定※	見送り※	相談件数	入居決定	未決定※	見送り※
高齢者	38	23	9	6	82	53	2	27	78	41	14	23	92	52	20	20	54	41	2	11	47	38	2	7
障がい者	35	11	13	11	70	34	16	20	47	23	9	15	56	32	7	17	52	34	6	12	54	27	8	19
外国人	2	2	0	0	3	0	0	3	3	1	1	1	6	4	1	1	4	3	0	1	8	7	0	1
子育て世帯	10	4	4	2	20	14	3	3	32	14	5	13	28	16	6	6	27	19	2	6	25	17	1	7
その他※	29	22	5	2	53	21	2	14	66	42	8	16	63	42	8	13	60	43	6	11	49	35	6	8
合計	114	62	31	21	228	134	25	69	226	121	37	68	245	146	42	57	197	140	16	41	183	124	17	42

※その他:低所得者世帯、離職者、出所者等 ※未決定:相談対応中のもの(次年度に繰り越し)

※見送り:相談した結果、現在の住まいに暮らす、要望に合う物件がない等の理由で対応を見送ったもの

＊賃貸住宅あんしん見守り活動に関する協定書に係る運用方法の見直しについて

鳥取県では、独居高齢者及び障がい者等で支援を必要とする者(以下、「要支援者」とする。)が安心して賃貸住宅に入居し、暮らし続けることができることを目指して、不動産事業者団体(鳥取県宅地建物取引業協会・全日本不動産協会鳥取県本部)、鳥取県民生児童委員協議会及び鳥取県の三者で「賃貸住宅あんしん見守り活動に関する協定」を平成24年8月10日に締結しているところです。この度、関係機関がより円滑に連携して要支援者への見守り活動を実施できるよう、協定に係る運用方法を見直しました。



同意書は、

<https://tottori-kyoju.com/>

から取得できます。



【民生児童委員に関する連絡先】

市町村名	機関名	電話番号
鳥取市	鳥取市民生児童委員協議会	(0857) 24-3180
	鳥取市地域福祉課	(0857) 20-3451
米子市	米子市民生児童委員協議会	(0859) 23-5541
倉吉市	倉吉市民生児童委員連合協議会	(0858) 22-8118
境港市	境港市民生児童委員協議会	(0859) 45-6116
	境港市福祉課	(0859) 47-1044
岩美町	岩美町民生児童委員協議会	(0857) 73-1333
八頭町	八頭町民生児童委員協議会	(0858) 72-3583
若桜町	若桜町民生児童委員協議会	(0858) 82-2233
智頭町	智頭町民生児童委員協議会	(0858) 75-4101

市町村名	機関名	電話番号
湯梨浜町	湯梨浜町民生児童委員協議会	(0858) 35-5373
三朝町	三朝町民生児童委員協議会	(0858) 43-3520
北栄町	北栄町民生児童委員協議会	(0858) 37-5852
琴浦町	琴浦町民生児童委員協議会	(0858) 52-1715
南郷町	南郷町民生児童委員協議会	(0859) 66-5524
伯耆町	伯耆町民生児童委員協議会	(0859) 68-5324
日吉津村	日吉津村民生児童委員協議会	(0859) 27-5952
大山町	大山町民生児童委員協議会	(0859) 54-5207
日南町	日南町民生児童委員協議会	(0859) 82-0374
日野町	日野町民生児童委員協議会	(0859) 72-0334
江府町	江府町民生児童委員協議会	(0859) 75-6111

＊ あんしん賃貸支援事業と福祉支援機関の連携について

居住支援制度を機能させるためには、生活困窮者自立支援機関等の福祉支援機関と居住支援協議会等の住宅施策に関する機関との連携を図ることが重要になります。

1. あんしん賃貸支援事業における個人情報の取り扱いについて

あんしん賃貸相談員は、要配慮者があんしん賃貸支援事業を利用したときは、「鳥取県あんしん賃貸支援事業利用申込書兼同意書」により本人の同意をとることとし、福祉事務所及び生活困窮者自立支援機関をはじめとする支援機関と個人情報を含めた情報共有を行うことで、連携の円滑化を図ります。

なお、以前にあんしん貸付支援事業を利用した者等、本人の同意がない場合において、課題が発生したときは、生活困窮者自立支援法第9条第1項の支援会議を活用する等の方法で連携を図っていきます。

2. あんしん賃貸支援事業を利用した際の入居後の支援体制の構築について

(1)生活保護受給者又は生活困窮者があんしん賃貸支援事業にて住宅を斡旋された場合は、あんしん賃貸相談員を含む関係機関と連絡調整を行い、支援対象者の状況に応じた入居後の支援体制を構築し、入居後問題が発生した場合にはその支援体制により問題解決に向けて対応を行います。

あんしん賃貸支援事業等における入居時及び入居後の支援体制について

なお、あんしん賃貸相談員から斡旋した住宅の賃貸人又は不動産事業者等へ構築した支援体制の報告を行うことで安心感を与え、要配慮者の住宅確保を支援します。

(2)生活困窮者自立支援機関については、あんしん貸貸支援事業を利用しようとする要配慮者を包括的に支援すべき機関が明らかでない場合は、あんしん貸貸支援事業における福祉の総合的な相談窓口として、自らが(1)のとおり対応する、あるいは対応する適切な支援機関へ取り次ぎます。

なお、各自治体において生活困窮者自立支援機関以外に総合的な窓口となりうる支援機関がある場合は、その支援機関において上記の対応を行います。

